

刑務所PFI事業の導入の背景（2）

規制改革

民間参入の拡大による官製市場の見直し

平成15年3月 規制改革推進3か年計画（再改訂）

刑務所【平成15年度中に措置】

刑務所においては、民間委託が可能な範囲を明確化し、PFI手法の活用等により、民間委託を推進すべきである。

行刑改革

～ 名古屋刑務所事案を契機として ～

国民に理解され、支えられる矯正施設

平成15年3月「行刑運営に関する調査検討委員会」における法務大臣指示

－ 刑務所の職員が外部の目を意識せざるを得ないように、刑務所の運営が国民と協働して行われるような改革の検討を指示 －

12月 行刑改革会議提言

- 受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生・社会復帰を図る
＜監獄法改正、人権救済制度、処遇困難者等への適切な対応等＞
- 刑務官の過重な負担の軽減を図る
＜人的体制の整備・充実等＞
- 国民に開かれた行刑を実現する
＜地域との連携、処遇関連情報の公開等＞

構造改革特区制度の活用

地域医療の充実

地域雇用の増大

連携・協力

法務大臣

地方公共団体

対象施設の限定

国

矯正管区長

監督権限

- ・登録の取消し
- ・業務の停止

公的医療機関

管理委託

刑務所長

委託

登録法人

監督権限

監督権限

実施の基準

- ・職員の交替など

特区で委託可能となる部分

特区で委託可能となる部分

診療所の管理

受刑者の診療

周辺住民の診療

公的医療機関(施設外)への入院・通院

(委託不可)

権力的な事務

(委託可能)

実力行使

- ・武器・戒具の使用ほか

権利制限

- ・懲罰の賦課ほか

受刑者の処遇

- ・刑務作業の実施
- ・仮出獄の申請ほか

施設の警備

職業訓練

領置物の保管

食事の提供

洗濯

収容監視

信書の検査補助

健康診断

総務系の事務

清掃

地方公共団体の職員等

守秘義務

刑務官

守秘義務

みなし公務員

民間職員

地域との共生

国民に理解され、支えられる刑務所の実現

官民協働の運営

官民協働による運営

第1号刑務所PFI事業について 〈美祢社会復帰促進センター整備・運営事業〉

地域との共生

矯正教育、職業訓練の充実



- ・点字翻訳作業
- ・介護技能者養成
- ・農園芸技術者養成
- ・高度なパソコン技術習得

- ・海外の教育プログラムの導入

臨床心理士、ソーシャルワーカー、地域のボランティアも参画

効率的・効果的な警備

- ・ICタグによる位置情報把握



- ・遠隔操作可能な電子錠



- ・効率的運営が可能な施設の構造

民間のノウハウを積極的に活用

事業予定地

山口県美祢市



50数箇所の誘致自治体の中から選定



国民に理解され、支えられる刑務所



PFI事業者

美祢セコムグループ

セコム、清水建設、竹中工務店、新日本製鐵日立製作所、小学館プロダクション、ニチイ学館、UFJ銀行 ほか

男女初犯受刑者1,000名収容

落札金額 約493億円
(契約金額 約517億円)

事業期間 20年

平成19年4月収容開始

地域に開かれた環境整備



- ・外塀、鉄格子に代わる保安機能導入
- ・広場、構内道路の市民開放

地元資源の有効活用

- ・食材、物資の地元調達

市立病院に診療所を管理委託



婦人科診療所を市民にも開放

業務の大幅な民間委託

- ・施設の警備、処遇の一部も含め民間委託
- ・職員ポストの約半数が民間人

~構造改革特区制度の活用~

地域雇用の増大

国庫債務負担行為
限度額との差
約48億円
約8.5%の削減